

一 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)

改正案	現 行
<p>(会計帳簿の備付け及び記載)</p> <p>第九条 政治団体の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。)(会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項</p> <p>イ_ホ (略)</p> <p><u>へ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち機関紙誌広告(機関紙誌への掲載又は折込みの方法による広告をいう。以下同じ。)の対価に係る収入については、機関紙誌ごとに、対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。第十二条第一項第一号へにおいて同じ。)、当該対価の支払に係る機関紙誌の名称及び発行年月日並びに当該対価の支払に係る</u></p>	<p>(会計帳簿の備付け及び記載)</p> <p>第九条 政治団体の会計責任者(会計責任者に事故があり、又は会計責任者が欠けた場合にあつては、その職務を行うべき者。第十五条を除き、以下同じ。)(会計帳簿の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)は、会計帳簿を備え、これに当該政治団体に係る次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 すべての収入及びこれに関する次に掲げる事項</p> <p>イ_ホ (略)</p> <p>[新設]</p> <p><u>へ 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パ</u></p>

## 収入の金額及び年月日

ト 機関紙誌の発行その他の事業による収入のうち政治資金パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第三項及び第十二条第一項第一号チにおいて同じ。)並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

チ 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち次条第三項の対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業(対価の支払のあつせんをした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。同項及び第十二条第一項第一号リにおいて同じ。)並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

リ (略)

パーティーの対価に係る収入については、政治資金パーティーごとに、その名称、開催年月日、開催場所及び対価に係る収入の金額並びに対価の支払をした者の氏名、住所及び職業(対価の支払をした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。次条第三項及び第十二条第一項第一号トにおいて同じ。)並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

ト 政治資金パーティーの対価に係る収入のうち次条第三項の対価の支払のあつせんをされたものについては、政治資金パーティーごとに、当該対価の支払のあつせんをした者の氏名、住所及び職業(対価の支払のあつせんをした者が団体である場合には、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。同項及び第十二条第一項第一号チにおいて同じ。)並びに当該対価の支払のあつせんに係る収入の金額、これを集めた期間及びこれが当該政治団体に提供された年月日

チ (略)

リ (略)

二・三 (略)

又（略）

二・三（略）

2（略）

（報告書の提出）

第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ<sub>ホ</sub>（略）

へ 一の年に発行する機関紙誌に係る機関紙誌広告の対価に係る収入（報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前における収入を含む。）のうち、同一の者からの機関紙誌広告の対価の支払で、その金額の合計額が二十万円を超えるも

2（略）

（報告書の提出）

第十二条 政治団体の会計責任者（報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。）は、毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの（これらの事項がないときは、その旨）を記載した報告書を、その日の翌日から三月以内（その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内）に、第六条第一項各号の区分に応じ当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に提出しなければならない。

一 すべての収入について、その総額及び総務省令で定める項目別の金額並びに次に掲げる事項

イ<sub>ホ</sub>（略）

[新設]

のについては、その年における対価の支払について、当該対価の支払をした者の氏名、住所及び職業、当該対価の支払に係る機関紙誌の名称及び発行年月日並びに当該対価の支払に係る収入の金額及び年月日

ト (略)

チ (略)

リ (略)

ヌ (略)

ル その他の収入(寄附並びにイ、ホ及びヌの収入以外の収入で一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が十万円以上のものに限る。)については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

二・三 (略)

2 (略)

3 政治団体の会計責任者(会計責任者の職務を補佐する者を含む。第十九条の四及び第十九条の五において同じ。)は、第一項第一号への機関紙誌広告の対価に係る収入又は同号トからリまでの特定パーティー若しくは政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同項の規定により報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合において、当該機関紙誌広告又は当

ヘ (略)

ト (略)

チ (略)

リ (略)

ヌ その他の収入(寄附並びにイ、ホ及びリの収入以外の収入で一件当たりの金額(数回にわたつてされたときは、その合計金額)が十万円以上のものに限る。)については、その基因となつた事実並びにその金額及び年月日

二・三 (略)

2 (略)

3 政治団体の会計責任者(会計責任者の職務を補佐する者を含む。第十九条の四及び第十九条の五において同じ。)は、第一項第一号へからチまでの特定パーティー又は政治資金パーティーの対価に係る収入のうち、同項の規定により報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものがある場合において、当該特定パーティー又は政治資金パーティーに係る事項について同項の規定により報告書を提出するときは、当該報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において收受されたものについて同

該特定パーティー若しくは政治資金パーティーに係る事項について同項の規定により報告書を提出するときは、当該報告書に記載すべき収入があつた年の前年以前において収受されたものについて同号へ又はトからリまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

#### 4 (略)

第十三条 前条第一項の規定は、政治団体の会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について、同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。機関紙誌広告の対価に係る収入及び政治資金パーティーの対価に係る収入についても、同様とする。

#### (会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者)は、会計帳簿、明細書及び領収書等を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

#### (政治団体の支部)

第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定(これに

号へからチまでに掲げる事項を併せて記載しなければならない。

#### 4 (略)

第十三条 前条第一項の規定は、政治団体の会計責任者が同項の規定により報告すべき寄附以外の寄附について、同項の規定による報告書に同項の規定により報告すべき寄附に準じて記載することを妨げるものではない。政治資金パーティーの対価に係る収入についても、同様とする。

#### (会計帳簿等の保存)

第十六条 政治団体の会計責任者(政治団体が次条第一項の規定に該当する場合にあつては、当該政治団体の会計責任者であつた者)は、会計帳簿、明細書及び領収書等を、第二十条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

#### (政治団体の支部)

第十八条 政治団体(政治資金団体を除く。)が支部を有する場合には、当該政治団体の本部及び支部は、それぞれ一の政治団体とみなしてこの章の規定(これに係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第三項、第十四条(前条第四項において準用する場合を含む。)及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一

係る罰則を含む。)を適用する。この場合において、第六条第五項、第六条の二、第七条の二第三項、第十四条(前条第四項において準用する場合を含む。)及び次条の規定は、当該政治団体の支部については適用がないものとし、第九条第一項第一号又中「その他の収入」とあるのは「その他の収入(寄附並びにイ、ホ及びリ)の収入並びに第十八条第二項に規定する交付金以外の収入をいう。)と、第十二条第一項第一号ル中「又の収入」とあるのは「又の収入並びに第十八条第三項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

### 2・3 (略)

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

### 第十八条の二 (略)

2 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号の団体にあつては、次条第二項前段の規定による届出がされた日)」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその

項第一号リ中「その他の収入」とあるのは「その他の収入(寄附並びにイ、ホ及び子の収入並びに第十八条第二項に規定する交付金以外の収入をいう。)と、第十二条第一項第一号又中「リ)の収入」とあるのは「リ)の収入並びに第十八条第三項に規定する交付金」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体の本部及び支部についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

### 2・3 (略)

(政治団体以外の者が特定パーティーを開催する場合の特例)

### 第十八条の二 (略)

2 前項の場合において、第六条第一項中「その組織の日又は第三条第一項各号若しくは前条第一項各号の団体となつた日(同項第二号の団体にあつては、次条第二項前段の規定による届出がされた日)」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体以外の者が政治団体とみなされることとなつた日」と、「主としてその活動を行う区域」とあるのは「開催する政治資金パーティーの開催場所」と、同項第一号及び第二号中「主としてその活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価

活動を行う」とあるのは「政治資金パーティーを開催する」と、同条第二項中「綱領、党則、規約」とあるのは「当該政治資金パーティーの名称、開催年月日及び開催場所並びに当該政治資金パーティーの対価に係る収入の予定金額及び当該対価に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名(その者が団体である場合には、その名称)を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動(選挙運動を含む。)」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参

に係る収入の金額から当該政治資金パーティーに要する経費の金額を差し引いた残額を支出することとされている者の氏名(その者が団体である場合には、その名称)を記載した文書」と、「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、同条第四項中「第一項」とあるのは「第一項及び第二項」と、第六条の三中「主として活動を行う区域」とあるのは「政治資金パーティーの開催場所」と、第七条第一項中「綱領等」とあるのは「開催計画書等」と、第八条中「政治活動(選挙運動を含む。)」とあるのは「政治資金パーティーの開催」と、「寄附」とあるのは「当該政治資金パーティーに係る対価の支払」と、第八条の三中「その有する」とあるのは「政治資金パーティーの開催に関してされた収入に係る金銭等の全部又は一部に相当する」と、第九条第一項中「政治団体に係る」とあるのは「政治団体の開催する政治資金パーティーに係る」と、第十二条第一項中「の会計責任者」とあるのは「の代表者及び会計責任者」と、「毎年十二月三十一日現在で、当該政治団体に係るその年における収入、支出その他の事項で次に掲げるもの」とあるのは「当該政治団体の開催した政治資金パーティーに係る次に掲げる事項」と、「その日の翌日から三月以内(その間に衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内)」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「すべての収入」とあるのは「すべての収入(予定される収入を含む。以下こ

議院議員の通常選挙の公示の日から選挙の期日までの期間がかかる場合には、四月以内)」とあるのは「当該政治資金パーティーの終了した日から三月以内」と、同項第一号中「すべての収入」とあるのは「すべての収入(予定される収入を含む。以下この号において同じ。)」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同号チ及びリ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「すべての支出」とあるのは「すべての支出(予定される支出を含む。以下この号において同じ。)」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出(予定される支出を除く。)」について」と、第十六条中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの

の号において同じ。)」と、同号ロ及びハ中「年間五万円」とあるのは「五万円」と、同号ト及びチ中「その年における対価」とあるのは「当該対価」と、同項第二号中「すべての支出」とあるのは「すべての支出(予定される支出を含む。以下この号において同じ。)」と、同条第二項中「支出について」とあるのは「支出(予定される支出を除く。)」について」と、第十六条中「次条第一項」とあるのは「第十八条の二第四項」と、第十七条第一項中「政治団体が解散し、又は目的の変更その他により政治団体でなくなつたとき」とあるのは「第十八条の二第一項の規定により政治団体とみなされる政治団体以外の者が第六条第一項の規定により届け出た政治資金パーティーの開催を中止したとき」と、「会計責任者であつた者」とあるのは「会計責任者(報告書の記載に係る部分に限り、会計責任者の職務を補佐する者を含む。)」と、同条第二項中「第十二条第一項」とあるのは「第十二条第一項又は前項」と、「提出しない場合において、当該政治団体が当該提出期限までに当該提出期限の属する年の前年において同項の規定により提出すべき報告書をも提出していないものであるとき」とあるのは「提出しないとき」と、第二十三条中「寄附」とあるのは「対価の支払」とし、その他のこの章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 (略)



章の規定の当該政治団体以外の者についての適用に関し必要な技術的読替えその他必要な事項は、政令で定める。

3・4 (略)

(資金管理団体に対する寄附に係る通知)

第十九条の三 (略)

2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第二十条の二 前条第一項に規定する報告書及び第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から五年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書又は書面の閲覧を請求することができる。

(資金管理団体に対する寄附に係る通知)

第十九条の三 (略)

2 資金管理団体の会計責任者は、前項の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る文書を、第二十条第一項の規定により当該通知に係る同項に規定する報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第二十条の二 前条第一項に規定する報告書及び第十四条第一項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)の規定による書面は、これらを受理した総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会において、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、前条第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から三年間、総務大臣の場合にあつては総務省令の定めるところにより、都道府県の選挙管理委員会の場合にあつては当該選挙管理委員会の定めるところにより、当該報告書又は書面の閲覧を請求することができる。

[新設]

3 総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会は、前条第一項の規定により報告書の要旨を公表した日から五年間、総務省令の定めるところにより、当該報告書及び書面に記載された事項を、インターネットを利用して一般の閲覧に供しなければならない。

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。以下同じ。)、職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう。以下同じ。)その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、次条第一項の規定による届出がされている支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一政治団体とみなす。

(会社等の寄附を受ける政党の支部の

(会社等の寄附の制限)

第二十一条 会社、労働組合(労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)第二条に規定する労働組合をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。)、職員団体(国家公務員法(昭和二十二年法律第百二十号)第百八条の二又は地方公務員法(昭和二十五年法律第百六十一号)第五十二条に規定する職員団体をいう。第三項並びに第二十一条の三第一項及び第二項において同じ。)その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2・3 (略)

4 第一項及び前項の規定の適用については、政党の支部で、一以上の市町村(特別区を含む。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、その区の区域)又は公職選挙法第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる支部以外のものは、政党及び政治資金団体以外のそれぞれ一政治団体とみなす。

[新設]

届出)

第二十一条の二 政党は、文書で、その支部を会社、労働組合、職員団体その他の団体から政治活動に関する寄附を受ける支部とする旨を、当該支部の第六条第一項各号の区分に応じ、当該各号に掲げる都道府県の選挙管理委員会又は総務大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定により届け出ることができる政党の支部は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域を単位として設けられる支部(一の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の区域につき一に限る。)、衆議院比例代表選出議員の選挙区の区域を単位として設けられる支部(一の衆議院比例代表選出議員の選挙区の区域につき一に限る。)、一以上の都道府県の区域を単位として設けられる支部(一の都道府県の区域につき一に限る。)及び一以上の郡市(都にあつては特別区及び支庁の所管区域を含み、道にあつては支庁の所管区域及び市とする。以下この項において同じ。)の区域(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつてはその区の区域、公職選挙法第十五条第五項の規定により二以上の郡市の区域とみなされた郡市の区域にあつては当該郡市の区域とみなされた区域。以下この項において同じ。)を単位として設けられる支部(一の郡市の区域につき一に限る。)に限るものとする。

3 政党は、第一項の規定の例により、同項の規定による届出をした支部を会社、労働組合、職員団体その他の団体から政治活動に関する寄附を受ける支部でなくする旨を、届け出ることができる。

4 第一項及び前項の規定による届出の様式は、総務省令で定める。

5 第十九条の二の規定は、第一項及び第三項の規定による届出があつた場合について準用する。この場合において、同条第一項中「その資金管理団体の届出をした者の氏名、その者に係る公職の種類並びに資金管理団体の名称」とあるのは、「その届出をした政党の名称並びに当該支部の名称」と読み替えるものとする。

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第二十一条の三 (略)

2 (略)

(寄附の総額の制限)

第二十一条の四 (略)

2\_5 (略)

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二条の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の三第一項、第二十一

(公職の候補者の政治活動に関する寄附の禁止)

第二十一条の二 (略)

2 (略)

(寄附の総額の制限)

第二十一条の三 (略)

2\_5 (略)

(量的制限等に違反する寄附の受領の禁止)

第二十二条の二 何人も、第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は前条第一項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

(寄附の質的制限)

[新設]

条の四第一項及び第二項若しくは第三項又は前条第一項の規定のいずれかに違反してされる寄附を受けてはならない。

(寄附の質的制限)

第二十二條の三 国と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者は、当該契約の成立した日から当該契約の終了の日後一年を経過する日までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。))を除く。第六項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第六項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

3 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

4 会社その他の法人が融資(試験研究、調査及び災害復旧に係るものを除く。第

第二十二條の三 国から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金(試験研究、調査又は災害復旧に係るものその他性質上利益を伴わないもの及び政党助成法(平成六年法律第五号)第三条第一項の規定による政党交付金(同法第二十七条第一項の規定による特定交付金を含む。))を除く。第四項において同じ。)の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。第四項において同じ。)を受けた会社その他の法人は、当該給付金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該給付金の交付の決定の全部の取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、政治活動に関する寄附をしてはならない。

2 国から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

[新設]

六項において 同し。)を受けている場合において、当該融資を行つている者が、当該融資につき、国から利子補給金の交付の決定(利子補給金に係る契約の承諾の決定を含む。同項において同じ。)を受けたときは、当該利子補給金の交付の決定の通知を受けた日から同日後一年を経過する日(当該利子補給金の交付の決定の全部の 取消しがあつたときは、当該取消しの通知を受けた日)までの間、当該会社その他の法人は、政治活動に関する寄附をしてはならない。

5 前各項の規定は、これらの規定に該当する者が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号口の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

6 第一項から第四項までの規定は、次の各号に掲げる者が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

一 地方公共団体と請負その他特別の利益を伴う契約の当事者である者

二 地方公共団体から補助金、負担金、

3 前二項の規定は、これらの規定に該当する会社その他の法人が、地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者に係る第三条第一項第二号若しくは第三号口の規定に該当する政治団体に対してする政治活動に関する寄附については、適用しない。

4 第一項及び第二項の規定は、次の各号に掲げる会社その他の法人が、当該各号の地方公共団体の議会の議員若しくは長に係る公職の候補者、これらの者に係る資金管理団体又はこれらの者を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する政治団体に対してする政治活動に関する寄附について準用する。

[新設]

二 地方公共団体から補助金、負担金、利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

三 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

[新設]

利子補給金その他の給付金の交付の決定を受けた会社その他の法人

三 地方公共団体から資本金、基本金その他これらに準ずるものの全部又は一部の出資又は拠出を受けている会社その他の法人

四 会社その他の法人が融資を受けている場合において、当該融資を行つている者が、当該融資につき、地方公共団体から利子補給金の交付の決定を受けたときにおける当該会社その他の法人

7 何人も、第一項から第四項まで(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

8 何人も、第一項から第四項まで(これらの規定を第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

(機関紙誌広告の対価の支払に関する制限)

第二十二條の七の二 政党及び政治資金団体以外の政治団体は、一の年に発行する機関紙誌につき、同一の者から、百五十万円を超えて、当該機関紙誌に係る機関紙誌広告の対価の支払を受けては

5 何人も、第一項又は第二項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける者であることを知りながら、その者に対して、政治活動に関する寄附をすることを勧誘し、又は要求してはならない。

6 何人も、第一項又は第二項(これらの規定を第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反してされる寄附であることを知りながら、これを受けてはならない。

[新設]

—  
—  
—  
—  
—  
—  
—  
—  
—  
—

ならない。

2 何人も、機関紙誌広告の対価の支払をする場合において、政党及び政治資金団体以外の一の政治団体が一の年に発行する機関紙誌につき、百五十万円を超えて、その機関紙誌広告の対価の支払をしてはならない。

3 第二十二條の六第一項及び第三項の規定は、機関紙誌広告の対価の支払について準用する。この場合において、同条第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは、「機関紙誌広告の対価の支払」と読み替えるものとする。

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二條の八 (略)

2・3 (略)

4 第二十二條の六第一項及び第三項並びに第二十二條の七の規定は、政治資金パーティーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二條の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、第二十二條の七第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と

(政治資金パーティーの対価の支払に関する制限)

第二十二條の八 (略)

2・3 (略)

4 第二十二條の六第一項及び第三項並びに前條の規定は、政治資金パーティーの対価の支払について準用する。この場合において、第二十二條の六第一項中「政治活動に関する寄附」とあり、及び同条第三項中「寄附」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払」と、前條第一項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「当該寄附のあつせん」とあるのは「当該対価の支払のあつせん」と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「寄附」とあるのは「、対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5 (略)

第二十六條 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。



と、同条第二項中「政治活動に関する寄附に係る寄附のあつせん」とあるのは「政治資金パーティーの対価の支払のあつせん」と、「寄附」とあるのは「対価の支払」と、「当該寄附」とあるのは「当該対価として支払われる金銭等」と読み替えるものとする。

5 (略)

第二十六条 次の各号の一に該当する者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)は、一年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項、第二十一条の三第一項、第二十一条の四第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項の規定に違反して寄附をした者

二・三 (略)

第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項から第四項まで(これらの規定を同条第六項において準用する場合を含む。)の規定に違反して寄附をした者(会社その他の法人にあつては、その役職員として当該違反行為をした者)

二 第二十二条の三第七項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求

一 第二十一条第一項、第二十一条の二第一項、第二十一条の三第一項及び第二項若しくは第三項又は第二十二条第一項の規定に違反して寄附をした者

二・三 (略)

第二十六条の二 次の各号の一に該当する者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条の三第一項又は第二項(これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。)の規定に違反して寄附をした会社その他の法人の役職員として当該違反行為をした者

二 第二十二条の三第五項の規定に違反して寄附をすることを勧誘し、又は要求した者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二条の三第六項、第二十二条の五又は第二十二条の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

四 (略)

五 第二十二条の八第四項において準用する第二十二条の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

した者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

三 第二十二條の三第八項、第二十二條の五又は第二十二條の六第三項の規定に違反して寄附を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

四 (略)

五 第二十二條の七の二第三項又は第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第一項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

六 第二十二條の七の二第三項又は第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

第二十六條の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

二の二 第二十二條の七の二第一項の規定に違反して対価の支払を受けた政治団体の役職員又は構成員として当該違反行為をした者

三・四 (略)

六 第二十二條の八第四項において準用する第二十二條の六第三項の規定に違反して対価の支払を受けた者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

第二十六條の三 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一・二 (略)

三・四 (略)

五 第二十二條の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

—

### 第三十條 削除

(政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担)

第三十二條 次の各号に掲げる経費は、国庫の負担とする。

一・二 (略)

五 第二十二條の七の二第二項又は第二十二條の八第三項の規定に違反して対価の支払をした者(団体にあつては、その役職員又は構成員として当該違反行為をした者)

(電子情報処理組織による報告書の提出)

第三十條 第十二條第一項及び第十七條第一項の規定による報告書の提出については、別に法律で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(政治資金の規正に関する事務に係る国庫の負担)

第三十二條 次の各号に掲げる経費は、国庫の負担とする。

一・二 (略)

三 第二十條の二第二項及び第三項の規定による報告書等の閲覧の施設のために要する費用

(事務の区分)

第三十三條の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)、第六條の三、第

三 第二十條の二第二項の規定による報告書の閲覧の施設のために要する費用

(事務の区分)

第三十三條の二 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務のうち、次に掲げるものは、地方自治法第二條第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

一 第六條第一項(同條第五項において準用する場合を含む。)、第六條の三、第七條第一項、第七條の二第一項及び第二項(第十七條第四項において準用する場合を含む。)、第七條の三第一項、第十二條第一項、第十七條第一項及び第三項、第十九條第二項及び第三項、第十九條の二、第二十條第一項及び第三項、第二十條の二、第二十二條の六第五項並びに第三十一條の規定により都道府県が処理することとされている事務

二・三 (略)

2 (略)

<p>七条第一項、第七条の二第一項及び 第二項(第十七条第四項において準用する場合を含む。)、第七条の三第一項、第十二条第一項、第十七条第一項及び第三項、第十九条第二項及び第三項、第十九条の二(第二十一条の二第五項において準用する場合を含む。)、第二十条第一項及び第三項、第二十条の二、第二十一条の二第一項及び第三項、第二十二條の六第五項並びに第三十一条の規定により都道府県が処理することとされている事務</p> <p>二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p>	

## 二 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)

改正案	現 行
<p><u>(電子情報処理組織による報告書の提出)</u></p> <p><u>第百八十九条の二 前条の規定による報告書(衆議院小選挙区選出議員及び参議院議員の選挙に係るものに限る。)の提出については、別に法律で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。</u></p>	<p>[新設]</p>

(出納責任者の事務引継)

第百九十条 (略)

2 前項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において第百八十九条の規定の例により引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名押印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければならない。

(帳簿及び書類の保存)

第百九十一条 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び第百八十八条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面を、次条第一項の規定によりこれらに係る報告書の要旨が公表された日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

(報告書等の公表、保存及び閲覧)

第百九十二条 (略)

2 (略)

3 第百八十九条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会又は中央選挙管理会において、第一項の規定により当該報告書の要旨を公表した日から五年を経過する日まで保存しなければならない。

4 何人も、第一項の規定により報告書の要旨が公表された日から五年を経過する

(出納責任者の事務引継)

第百九十条 (略)

2 前項の規定により引継ぎをする場合においては、引継ぎをする者において前条の規定の例により引継書を作成し、引継ぎの旨及び引継ぎの年月日を記載し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者においてともに署名押印し、現金及び帳簿その他の書類とともに引継ぎをしなければならない。

(帳簿及び書類の保存)

第百九十一条 出納責任者は、会計帳簿、明細書及び第百八十八条第一項の領収書その他の支出を証すべき書面を、第百八十九条の規定による報告書提出の日から三年間、保存しなければならない。

(報告書の公表、保存及び閲覧)

第百九十二条 (略)

2 (略)

3 第百八十九条の規定による報告書は、当該報告書を受理した選挙管理委員会又は中央選挙管理会において、受理した日から三年間、保存しなければならない。

4 何人も、前項の期間内においては、当

日まで、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の定めるところにより、当該報告書の閲覧を請求することができる。

5 第百八十九条の規定による報告書(衆議院小選挙区選出議員及び参議院議員の選挙に係るものに限る。)を受理したときは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)は、第一項の規定により当該報告書の要旨を公表した日から五年間、総務省令の定めるところにより、当該報告書に記載された事項を、インターネットを利用して一般の閲覧に供しなければならない。

(各選挙に通ずる選挙管理費用の財政措置)

第二百六十二条 選挙に関する次に掲げる費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。

一\_四 (略)

五 第百九十二条の規定による報告書等の公表、保存及び閲覧の施設に要する費用

該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(参議院比例代表選出議員の選挙については、中央選挙管理会)の定めるところにより、報告書の閲覧を請求することができる。

[新設]

(各選挙に通ずる選挙管理費用の財政措置)

第二百六十二条 選挙に関する次に掲げる費用については、国において財政上必要な措置を講ずるものとする。

一\_四 (略)

五 第百九十二条の規定による報告書の公表、保存及び閲覧の施設に要する費用

三 政党助成法(平成六年法律第五号)

改正案	現 行
<p>(報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2_4 (略)</p> <p><u>5 総務大臣は、第二項に規定する要旨の公表をした日から五年間、総務省令で定めるところにより、同項に規定する報告書、支部報告書、総括文書、監査意見書及び監査報告書に記載された事項を、インターネットを利用して一般の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 都道府県の選挙管理委員会は、第二項に規定する要旨の公表をした日から五年間、総務省令で定めるところにより、第三項に規定する支部報告書、支部総括文書及び監査意見書に記載された事項を、インターネットを利用して一般の閲覧に供しなければならない。</u></p> <p><u>(電子情報処理組織による報告書等の提出)</u></p> <p><u>第三十六条 第十七条第一項及び第二十八条第一項の報告書並びに第十八条第三項(第二十九条第三項において準用</u></p>	<p>(報告書等の保存及び閲覧)</p> <p>第三十二条 (略)</p> <p>2_4 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>5 (略)</p> <p>[新設]</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p>—</p> <p><u>第三十六条 削除</u></p>

する場合を含む。)の支部報告書の提出については、別に法律で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行うことができる。

(政党交付金に関する事務に係る財政上の措置)

第三十八条 国は、第三十二条第三項及び第六項の規定による支部報告書、支部総括文書及び監査意見書の保存及び閲覧並びに同条第七項の規定によるこれらの文書に記載された事項の閲覧のための経費について財政上必要な措置を講ずるものとする。

(事務の区分)

第四十二条の二 第十八条第三項(第二十九条第三項(第二十七条第七項において適用する場合を含む。))において準用し、及び第二十七条第七項において適用する場合を含む。)、二十条第二項及び第三十条第二項(これらの規定を第二十七条第七項において適用する場合を含む。)、第三十二条第三項、第六項及び第七項並びに第三十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(政党交付金に関する事務に係る財政上の措置)

第三十八条 国は、第三十二条第三項及び第五項の規定による支部報告書、支部総括文書及び監査意見書の保存及び閲覧のための経費について財政上必要な措置を講ずるものとする。

(事務の区分)

第四十二条の二 第十八条第三項(第二十九条第三項(第二十七条第七項において適用する場合を含む。))において準用し、及び第二十七条第七項において適用する場合を含む。)、二十条第二項及び第三十条第二項(これらの規定を第二十七条第七項において適用する場合を含む。)、第三十二条第三項及び第五項並びに第三十七条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。